

令和2年3月25日

## 4月からの新生活における注意点 組立式家具に関するけがに御注意ください！

－組立て後も緩みやぐらつきがないか確認を！－

消費者庁には、平成27年1月から令和元年12月までの5年間に組立式家具に関する事故<sup>1</sup>の情報が147件寄せられています。

本棚やベッド、椅子など、組立式の家具を購入し、自分で組み立てる方が多くなってきています。組立式家具は完成品を購入するよりも安価で購入でき、運搬も容易ですが、組立て方が分からず、不適切な組立てにより、組立て中に負傷する事例や、完成後もねじの締付け不足や過剰により一部が破損し転倒した事例などが発生しています。特に、椅子は組立式でなくても骨折などの重大な事故につながる 경우가多く、部品の破損が無い確認する、ねじの緩みを防ぐため増し締めを行う等、取扱いに対し注意が必要です。また、配送業者等による組立てサービスを利用した場合でも、事故が発生していることに注意しましょう。

事故を予防するためには、以下の点に注意しながら組立てを行い、その後も定期的に点検しながら使用することが大切です。

- (1) 組立て前に、部品がそろっているか、傷等がないか確認しましょう。
- (2) 組立説明書をよく読み、完成図を確認しましょう。
- (3) 組立て時は作業スペースを広めに確保しましょう。
- (4) 組立て中の指挟み等に注意しましょう。
- (5) 組立て後も、ねじ等の緩みがないか、定期的に点検しましょう。

### 1. 組立式家具について

現在、インターネット通販サイトや、家具販売店において、多くの組立式家具が販売されています。これまでDIY<sup>2</sup>の経験がない方が組み立てる場合も多くなり、不慣れなため組立て中に部品が倒れてきてけがをする事例、素材の処理が不十分なために金属のバリでけがをする事例、組立ての際の不備や、使用に伴いねじの緩みが生じたために、組立て後しばらくしてから突然壊れてけがをする事例など、様々な事故が発生しています。輸入品の場合は組立説明書が分かりにくいために組立て方が分からずけがをした事例もあります。組立後の事故は、自分で組み立

<sup>1</sup> 組立て中及び組立て後に発生した事故の件数を集計。

<sup>2</sup> 専門家でない人が自分で何かを作ったり、修繕したりすること。日曜大工。do-it-yourselfの略。

てた場合のほか、業者に組み立ててもらった場合にも発生しています。これらの事故は、定期的に家具を点検し、ねじを増し締めすることで防ぐことができる場合もあります。しかし、組み立てて使用する段階においても、設計段階又は製造段階に問題のある不良品や、搬送時の破損や部品不足など、製品自体に問題がある場合もありますので、注意して使用する必要があります。

組立家具に関する安全基準として、以下のものがあります。

(1) 一般財団法人製品安全協会では、「二段ベッド」、「食器棚」、「育児用たんす」、「乳幼児用ベッド」、「乳幼児用ハイチェア」、「乳幼児用いす」等についてはSG基準を策定しており、基準に基づく認証及び認証済み製品への表示（SG マーク<sup>3</sup>）の許可を行っています。万が一、SG マーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、対人損害を賠償する制度も付加されます。



(2) 日本産業規格<sup>4</sup>（JIS）では、「オフィス家具—椅子」、「住宅用普通ベッド」等については、強度と耐久性の試験方法等が策定されており、国により登録された第三者機関（登録認証機関）により製品のJISへの適合性が確認されると、認証されJISマークを表示することができます。なお、家庭用学習机や二段ベッド等には規格は策定されていますがJISマークの表示対象ではありません。



## 2. 事故情報

消費者庁の事故情報データベース<sup>5</sup>には、組立式家具に関する事故情報が平成 27 年 1 月から令和元年 12 月末までの 5 年間で 147 件寄せられています（図 1）。

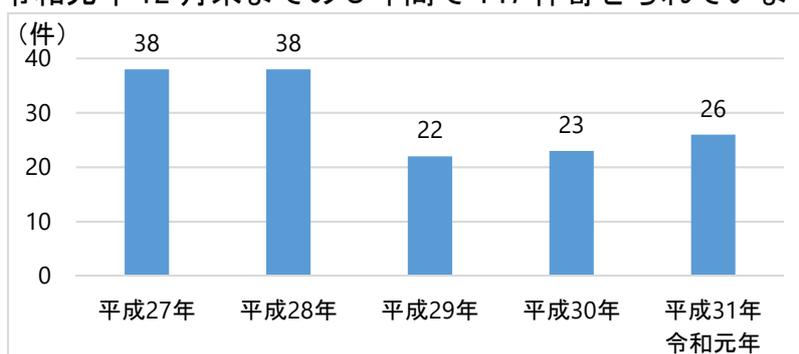


図 1 組立式家具の年次別事故件数

<sup>3</sup> Safe Goods（安全な製品）の略。民間の自主的な製品安全の取組と、消費生活用製品によって生じた損害のてん補を円滑に行うことを目的としています。

<sup>4</sup> 産業標準化の促進等を目的とする産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づき制定される任意の国家規格です。なお、法令の技術基準などに引用される場合には、強制力を持ちます。

<sup>5</sup> 「事故情報データベース」は、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるために、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと提携して運用しているデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）です。事実関係及び因果関係が確認されていない事例も含まれます。

事故件数 147 件中、事故の発生日が判明している 88 件について、月別の発生件数を見ると、1月、3月、9月が最も多く発生していました（図2）。

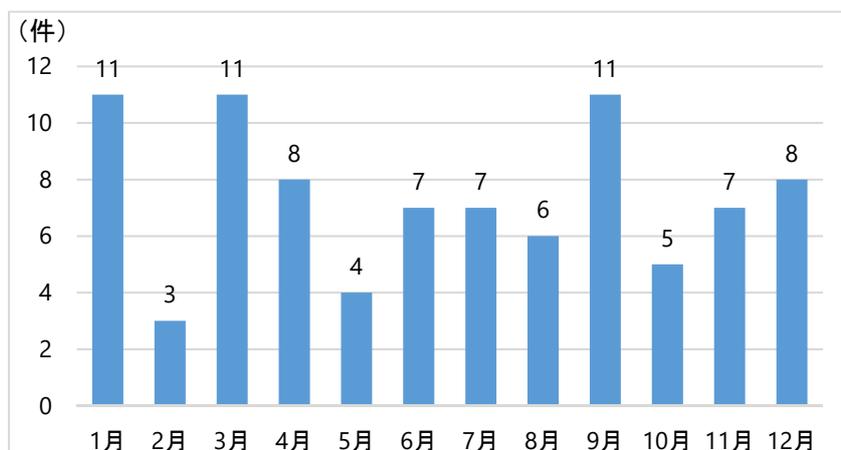


図2 月別の事故発生件数

被害の内容及び傷病程度が判明している 83 件のうち、被害の内容については、擦過傷・挫傷<sup>ざしやう</sup>・打撲傷が 36 件（43%）で最も多く、刺傷・切傷が 21 件（25%）、その他の傷病及び諸症状が 9 件（11%）、骨折及び神経・脊髄の損傷がそれぞれ 4 件（5%）でした<sup>6</sup>。

傷病の程度は 1 か月以上が 17 件（21%）、3 週間～1 か月が 5 件（6%）、1～2 週間で 5 件（6%）、1 週間未満が 6 件（7%）、医者にかからずが 41 件（50%）、不明が 9 件（11%）でした（図3）。

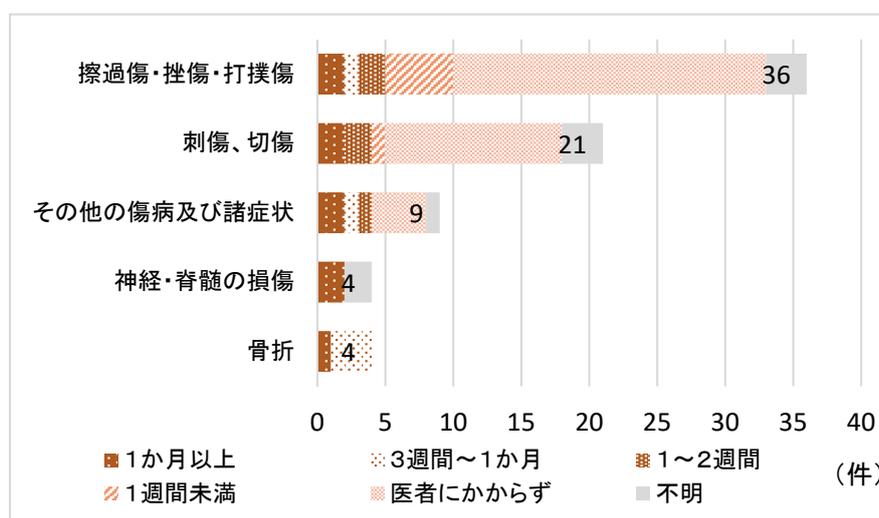


図3 傷病内容及び程度別事故件数

<sup>6</sup> 被害の内容及び傷病程度共に不明である 64 件を除きます。その他の傷病には、筋等の損傷、脱臼（だっきゅう）・捻挫（ねんざ）が含まれます。

被害を受けた方の年代が判明している71件について、年代別の事故件数を見ると、40歳代が最も多く、次いで60歳代が多くなっていました（図4）。

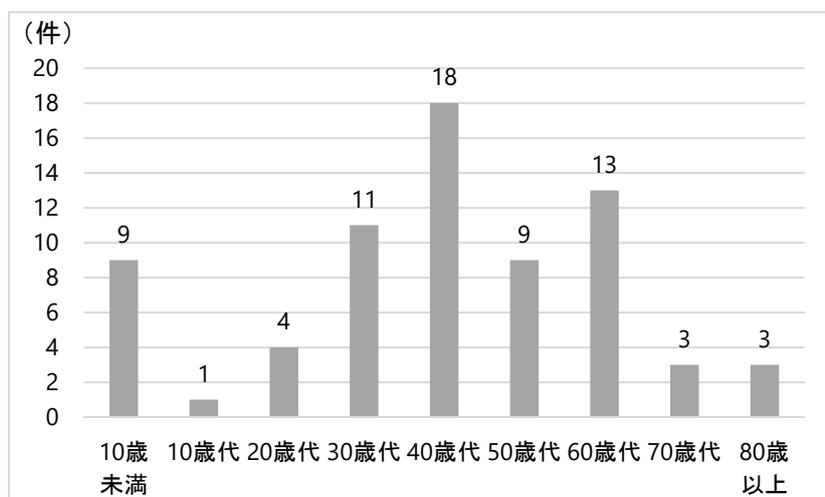


図4 被害者の年代別事故件数

また、家具の分類別では椅子が最も多い結果となりました（図5）。椅子は全体重を預ける使い方のため、着座する際の破損で重傷となりやすい傾向が見られます。

なお、これは組立式の家具に限らず、完成品でも同様の傾向にあり、破損部位や原因は様々です。

次に件数の多いベッドについては、スノコ状の床板が破損し、全身を打撲する等の事例が見られました。組立ての不良又はベッドの上に立つ等の誤った使い方での局所的な過荷重が生じた可能性が考えられます。

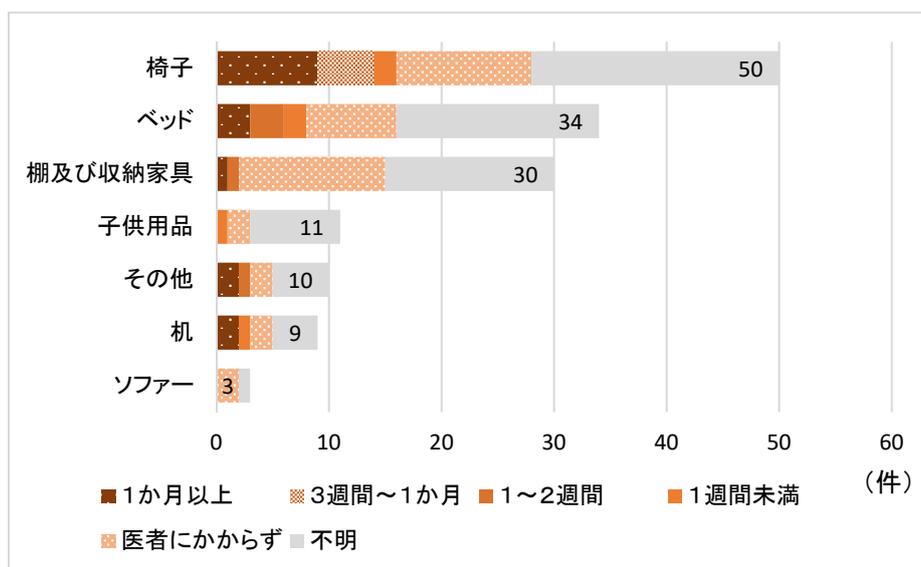


図5 家具の分類及び傷病程度別事故件数

### 3. 事故情報データベースにおける事故事例

#### 【事例1】

ベビー用品店で組立式のベビーチェアを購入した。購入直後に取扱説明書を見ながら組み立て、保管していた。息子一家が帰省し、1歳3か月の孫を座らせて食事をさせていたところ、急に座面が外れて孫が下に落ちて頭を打った。事故直後に確認すると、座面を止めているボルトが全て緩んでいた。

(事故発生年月：平成31年1月)

#### 【事例2】

2年前買った組立式ベッドで寝ていたら、翌朝スノコごと落ちていた。スノコは2枚のうち1枚は完全に落ちていて、もう1枚は斜めになっていた。販売店に来てもらうと、フレームの四隅にヒビが入ってねじが緩んでいると言われた。購入時、販売店が組み立てたものだが、ねじを定期的に締め直す必要があるとは聞いていない。

(事故発生年月：令和元年10月)

#### 【事例3】

大手インターネット通販サイトから輸入品の突っ張り式4段棚コーナーラックを購入した。組立ての際、棚にステンレス製のパイプを差し込もうとしたが、きつくてなかなか差し込めず力いっぱい押し込んだところ、パイプのバリで右手中指の第1関節と第2関節の間を横向きに切ってしまった。20分たっても出血が止まらず、地域の総合病院に行き縫合してもらい出血は治まった。しかしその後も指が動かせず曲がらなかった。その後、<sup>けん</sup>腱が切れていることが分かった。腱をつなぐ手術をしたが、完治するかは分からないと医者からは言われている。商品の説明書や外箱には日本語表記がなく、おそらく中国語だと思うが全て漢字で書かれているので全く読めず、絵を見ながら組み立てた。

(事故発生年月：平成30年2月)

#### 【事例4】

業者に自宅で組み立ててもらった学習機セットの椅子に子供が座っていたら、背もたれの部品が外れて転倒し、金具が背中に当たりけがをした。

(事故発生年月：令和元年6月)

## ＜参考＞組立式二段ベッドのねじの緩み等により床板が落下する事故状況の再現イメージ

事件事例を参考として、一般的な二段ベッド（図6）とダミー人形（3～4歳相当 身長100cm、体重15kg）を使用した事故の再現イメージ画像です。



図6 ベッドの外観と部位の名称

ねじの緩み等により不安定になった二段ベッドに、子供がベッドの隅に頭を押し付ける又は蹴るなどの衝撃を想定した力がかかると、ベッドがゆがみ、ガードレール、サイドフレーム及び床板が落下するとともにダミー人形も落下しました(図7)。



図7 ねじの緩み等により力が加わると容易に倒壊した二段ベッド

事故イメージ画像撮影及び画像提供：独立行政法人国民生活センター

## 4. 消費者へのアドバイス

組立式の家具を扱う場合には、以下の点に注意しましょう。万一、事故や健康被害が発生し、トラブルが生じた場合には、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

### (1) 組立て前に、部品がそろっているか、傷等がないか確認しましょう。

部品の種類と個数を確認し、あらかじめ分類しておくことで部品の付け間違いや紛失をしにくくなります。また、2人以上で組み立てるように指示がある家具は、1人で組み立てるとけがをしたり、家具にゆがみが生じる原因となることがありますので、指示に従いましょう。



### (2) 組立説明書をよく読み、完成図を確認しましょう。

組立て前に説明書をよく読むことで、必要な工具や手順を把握でき、スムーズに組み立てることができます。

### (3) 組立時は作業スペースを広めに確保しましょう。

組立てには、組み上がった製品よりも広い場所が必要です。

さらにマットを敷くことで、家具の回転がしやすく、床や他の家具が傷つきにくくなります。

### (4) 組立て中の指挟み等に注意しましょう。

組立て中の家具で指を挟んだり、金属部品の先端の鋭利な部分に触れたり、部品が倒れたりなどしてけがをする事例が見られます。作業用の手袋等を着用し、注意して組み立てましょう。また、作業中に子供が近づいてきてしまい、部品が落ちてけがをする事例もあります。作業中以外が近づかないように注意しましょう。

### (5) 組立て後も、ねじ等の緩みがないか、定期的に点検しましょう。

ねじやボルト・ナットの緩みによる事故のほか、点検不足と思われる事故が多く発生しています。ねじは使用時の振動等で緩むことがあるため、最低1年に1回は緩んだりぐらついたりしていないか確認しましょう。また、ひび割れが生じていると、ねじを締めても固定されず大変危険です。取扱説明書に従い、使用を中止するなどの対応をしましょう。配送・組立サービス等を利用した場合でも、緩みは生じます。必ず点検しましょう。

また、複数箇所のねじを締める際には、仮止めを行い、少しずつ均等にねじを締めることで家具のゆがみを少なくすることができます。



<参考>

○東京都商品等安全対策協議会

「組み立て式家具に関する調査を実施しました」（平成 27 年 9 月 24 日公表）  
インターネットアンケート調査により組立式家具による危害等経験についての調査  
を実施

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/test/kumitatekagu.html>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>